

次期障がい者福祉計画（仮称）の構成案について

国計画、県計画の内容に留意し、次期障がい者福祉計画（仮称）について、以下のような構成とすることを検討しています。

基本理念について

『一人ひとりが、地域の一員として『私』らしく生活しているまち』

障がいのあるなしに関わらず、全ての市民が地域の一員として尊重され、自己選択・自己決定のもとに安心して自分らしく自立した生活を送ることのできる『地域共生社会』の実現を目標として基本理念を設定します。

目標への継続した取組みが重要と考えていることから、この基本理念は現行計画から継続しています。この理念の実現を目指し、各方針を推進していきます。

方針1 個人の尊重（権利擁護と差別の解消）

【方針の基本的な考え方】

障がいがある人もない人も地域社会の中で主体的に生活していくためには、一人ひとりの権利が保障され、お互いの生き方や人権を尊重した社会であることが必要です。障がいへの偏見、虐待や、障がいを理由とした差別が無い社会の形成のために、障がい児者の権利擁護や普及啓発等を推進していきます。

○権利擁護の推進【継続】

「親なき後」の生活を見据え、障がい児者の財産管理が適性に行われるよう、財産保護のサポートや成年後見人制度の普及、助成等を通して、様々な権利を守るための事業を推進します。

【各計画との関連】

本市現行計画	『①権利擁護の推進』から継続
国計画	『4-1: 権利擁護の推進、虐待の防止』
県計画	『1-1-1: 権利擁護の推進、虐待の防止』

○虐待の防止【継続】

障がい児者に対する様々な虐待に対し、普及・啓発等による未然の防止や、起きてしまった際の相談・保護等を速やかに行えるような体制づくりを推進します。

【各計画との関連】

本市現行計画	『②虐待の防止』から継続
国計画	『4-1:権利擁護の推進、虐待の防止』
県計画	『1-1-1:権利擁護の推進、虐待の防止』

○障がいを理由とする差別の解消の推進と障がい者理解の促進【継続】

『障害者差別解消法』に基づき、障がいを理由とする不当な差別的取り扱いの禁止と同法の意義・趣旨の普及啓発や、障がい・人権への理解の向上を図るための講演会など、広く市民の理解を深める活動を行います。

【各計画との関連】

本市現行計画	『③相互理解の基礎づくり』から継続
国計画	『4-2:障害を理由とする差別の解消の推進』
県計画	『4-1-2:障がい者理解の促進』、『4-1-3:障がいを理由とする差別の解消の推進』

○行政サービスにおける合理的な配慮の推進【継続】

本市機関における事務や窓口対応、選挙等において、『障害者差別解消法』の職員対応要領等に基づき、障がい児者に対して、状況に応じた合理的配慮を的確に行うことができるよう推進します。

【各計画との関連】

本市現行計画	『⑤行政サービスにおける合理的な配慮の推進』から継続
国計画	『7-2:選挙等における配慮等』 『7-3:行政機関等における合理的配慮及び障害者理解の促進』
県計画	『3-1-13:選挙等における配慮等』 『3-1-14:行政機関等における合理的配慮及び障害者理解の促進』

方針2 地域生活の基盤づくり、社会的な壁のない環境づくり

【基本的な考え方】

障がいがある人が社会参加するための障壁となっている問題の解消を推進し、地域社会の一員として地域生活を送ることができるような環境づくりを推進します。また、地域福祉における課題の整理を行い、障がいの有無によらずに支え合いができる地域の形成を目指します。

○地域で支える仕組みづくり【継続】

障がい福祉施設と地域との交流の場やボランティア活動の支援等を通して、市民の障がいに対する理解や交流を促進します。

【各計画との関連】

本市現行計画	『⑥地域で支える仕組みづくり』から継続
国計画	なし
県計画	なし

○障害者自立支援協議会の充実【継続】

障がい福祉に係る多種多様な問題に対し、当事者団体、サービス提供事業者、教育機関等が情報共有や解決策を検討する場である障害者自立支援協議会を充実させ、地域の課題解決に向けた取組を推進します。

【各計画との関連】

本市現行計画	『⑦障害者自立支援協議会の充実』から継続
国計画	なし
県計画	なし

○文化・レクリエーション・スポーツ活動の充実【継続】

障がい児者の生活を豊かにし、また社会参加の促進に寄与する文化・レクリエーション・スポーツ活動に対する支援を行い、日々の活動が充実するようサポートします。

【各計画との関連】

本市現行計画	『⑧文化・レクリエーション・スポーツ活動の充実』から継続
国計画	『10-1:文化芸術活動、余暇・レクリエーション活動の充実に向けた社会環境の整備』 『10-2:スポーツに親しめる環境の整備、パラリンピック等競技スポーツに係る取り組みの推進』
県計画	『4-2-5:文化芸術活動、余暇・レクリエーション活動の充実に向けた社会環境の整備』 『4-2-6:スポーツに親しめる環境の整備、パラリンピック等競技スポーツに係る取り組みの推進』

○防災・防犯対策の推進【継続】

日ごろから災害が発生した場合に備えるため、防災関係機関との連携体制の整備を推進します。また、安心して地域で生活できるよう、防犯についての普及啓発を行います。

【各計画との関連】

本市現行計画	『⑨防災・緊急体制の充実』から継続
国計画	『3-1:防災対策の推進』、『3-3:防犯対策の推進』 『3-4:消費者トラブルの防止及び被害からの救済』
県計画	『3-1-9:防災対策の推進』、『3-1-10:防犯対策の推進』 『3-1-11:消費者被害の未然防止と救済』

○情報アクセシビリティの向上【継続】

障がい児者が必要な情報に円滑にアクセスできるよう、障がいの状況に配慮した情報提供方法の充実や、意思疎通支援の充実を図ります。

【各計画との関連】

本市現行計画	『⑩情報提供の充実・多様化』から継続
国計画	『2-1:情報通信におけるアクセシビリティの向上』、『2-2:情報提供の充実等』 『2-3:意思疎通支援の充実』、『2-4:行政情報のアクセシビリティの向上』
県計画	『3-1-5:情報通信におけるアクセシビリティの向上』、『3-1-6:情報提供の充実等』 『3-1-7:意思疎通支援の充実』、『3-1-8:行政情報のアクセシビリティの向上』

○障がい者施設の整備【継続】

障がい児者が、入所施設やグループホームなどの施設を必要に応じて利用できるよう基盤整備、設置促進を行います。

【各計画との関連】

本市現行計画	『⑩障がい者施設の整備』から継続
国計画	なし
県計画	なし

○住まいの場の整備【継続】

障がい児者が自宅での安心した生活を送ることができるよう、自宅のバリアフリー化に対する助成等による住まいの場の整備を推進します。

【各計画との関連】

本市現行計画	『⑳住まいの場の整備』から継続
国計画	なし
県計画	なし

○生活環境のアクセシビリティの向上【継続】

ユニバーサルデザインの視点に立った誰にでもやさしいまちの実現を目指して、公共施設等のバリアフリー整備を推進します。

【各計画との関連】

本市現行計画	『㉑生活環境のバリアフリー化』から継続
国計画	『1-2: 移動しやすい環境の整備等』、『1-3: アクセシビリティに配慮した施設、製品等の普及促進』、『1-4: 障がい者に配慮したまちづくりの総合的な推進』
県計画	『3-1-2: 移動しやすい環境の整備等』、『3-1-3: アクセシビリティに配慮した施設、製品等の普及促進』、『3-1-4: 障がい者に配慮したまちづくりの総合的な推進』

方針3 ライフステージに応じた生活の支援（親なき後の生活支援）

【基本的な考え方】

子どもから大人まで、年齢によらない切れ目のない支援が可能となるよう支援体制を整備し、親なき後も安心してひとりひとりが暮らせるような社会となるよう、様々なかたちでの支援の充実を推進します。

○相談支援体制の充実【継続】

障がい者やその家族が不安になったり孤立感に陥らないようにするため、いつでも気軽に話し合えたり相談できるような相談支援体制の充実を図ります。

【各計画との関連】

本市現行計画	『①相談支援体制の充実』から継続
国計画	『5-2: 相談支援体制の構築』
県計画	『2-1-2: 相談支援体制の構築』

○地域生活支援サービスの充実【継続】

障がい児者が状況に応じた支援が受けられるよう必要なサービス量の確保や質の向上、地域生活ができる施設の整備を目指し、地域で自立した生活をするための支援体制を充実させていきます。

【各計画との関連】

本市現行計画	『⑫地域生活支援サービスの充実』、『⑬地域生活移行の推進』から継続
国計画	『5-3: 地域移行支援、在宅サービス等の充実』、『5-5: 障がい福祉サービスの質の向上等』 『5-6: 福祉用具その他アクセシビリティの向上に資する機器の普及促進・研究開発及び身体障害者補助犬の育成等』、『5-7: 障がい福祉を支える人材の確保・育成』
県計画	『1-2-1: 障がい福祉を支える人材の確保・育成』、『2-2-1: 在宅サービス等の充実』 『2-2-3: 障がい福祉サービスの質の向上等』、『2-2-4: 福祉用具その他アクセシビリティの向上に資する機器の普及促進・研究開発及び身体障害者補助犬の育成等』

○障がい児、発達に不安のある子どもの支援体制の充実と教育環境の整備（（仮称）特別支援教育センター等との連携）【継続】

発達に不安のある子どもへの早期療育のための受け入れ体制の整備や、障がい児へのサービス、相談支援の充実を図ります。

【各計画との関連】

本市現行計画	『⑬障がい児、発達に不安のある子どもの療育・保育・教育・福祉体制の充実』から継続
国計画	『5-4:障害のある子供に対する支援の充実』『9-1:インクルーシブ教育システムの推進』、『9-2:教育環境の整備』、『9-4:障害を通じた多様な学習活動の充実』
県計画	『2-2-2:障がいのある子どもに対する支援の充実』、『4-2-1:インクルーシブ教育システムの推進』、『4-2-2:教育環境の整備』、『4-2-4:障害を通じた多様な学習活動の充実』

○就労の支援【継続】

障がい者がその適性に応じて能力を十分に発揮して就労ができるよう支援の充実を図ります。また、一般就労が困難な障がい者に対しては、安定的な仕事の確保と工賃の底上げ等により福祉的就労の充実を図ります。

【各計画との関連】

本市現行計画	『⑭就労の支援』から継続
国計画	『8-1:総合的な就労支援』、『8-3:障害者雇用の促進』、『8-4:障害特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保』、『8-5:福祉的就労の底上げ』
県計画	『3-2-1:総合的な就労支援』、『3-2-3:障害者雇用の促進』、『3-2-4:障害特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保』、『3-2-5:福祉的就労の底上げ』

○外出の支援【継続】

移動に制約のある障がい児者が地域において自立した生活を営むために、外出を容易にし、様々な活動に参加できるよう移動手段の充実を図ります。

【各計画との関連】

本市現行計画	『⑮外出の支援』から継続
国計画	なし
県計画	なし

○経済的自立の支援【継続】

障がい者が地域生活を営む上で経済的な安定は不可欠であることから、税金の控除・減免等の周知等や各種手当による支援により支援を行います。

【各計画との関連】

本市現行計画	『①経済的自立の支援』から継続
国計画	『8-2:経済的自立の支援』
県計画	『3-2-2:経済的自立の支援』

○保健・医療の充実【継続】

障がいの原因となる疾病の重度化を予防するための相談、指導等や、早期発見のための各種健診(検診)事業の推進を図ります。

【各計画との関連】

本市現行計画	『⑩保健・医療の充実』から継続
国計画	『6-1:精神保健・医療の適切な提供等』、『6-2:保健・医療の充実等』、『6-3:保健・医療の向上に資する研究開発等の推進』、『6-4:保健・医療を支える人材の育成・確保』、『6-5:難病に関する保健・医療施策の推進』、『6-6:障害の原因となる疾病等の予防・治療』
県計画	『1-2-2:保健・医療を支える人材の育成・確保』、『2-2-5:精神保健・医療の適切な提供等』、『2-2-6:保健・医療の充実等』、『2-2-7:保健・医療の向上に資する研究開発等の推進』、『2-2-8:難病に関する保健・医療施策の推進』、『2-2-9:障害の原因となる疾病等の早期発見・早期治療』

○意思決定支援の推進【新規】

障がい児者が自らの決定に基づき生活していくために、必要なサービスや相談支援を受けることができる体制を整えます。

【各計画との関連】

本市現行計画	【新規】
国計画	『5-1:意思決定支援の推進』
県計画	『2-1-1:意思決定支援の推進』

現行計画には記載があるが、次期計画からは除くことを検討しているもの

○自殺対策の推進【削除】

障がい福祉課主管の業務として、障がい者福祉計画に記載し、事業への取り組みを実施してきましたが、H31.4.1 から『やまと自殺総合対策計画』が策定されることから、障がい者福祉計画での記載はしないこととします。

※事業を行わないということではありません。

【各計画との関連】

本市現行計画	『④自殺対策の推進』から継続
国計画	なし
県計画	なし

国・県計画に記載があるが、市計画では取り扱わないもの

○東日本大震災を始めとする災害からの復興の推進

【国・県計画での取り扱い】

国計画	『3-2:東日本大震災を始めとする災害からの復興の推進』
県計画	なし

【取り扱わない理由】

本市では障がい福祉施策として計画に記載すべき復興事業を行っていないため。

○司法手続き等における配慮等

【国・県計画での取り扱い】

国計画	『7-1:司法手続き等における配慮等』
県計画	『3-1-12:刑事事件手続き等における配慮等』

【取り扱わない理由】

本市では司法手続き(※)に関する事務は取り扱っていないため。行政手続きにおける配慮や意思疎通支援で対応することは、別項目で言及しているため。

(※)国計画・県計画では、被疑者・被告人・被害者・参考人等になった場合の意思疎通支援や取り調べにおける配慮、社会復帰への配慮等について言及している。

○国家資格に関する配慮等

【国・県計画での取り扱い】

国計画	『7-4:国家資格に関する配慮等』
県計画	『3-1-15:資格取得における配慮等』

【取り扱わない理由】

障がい者が資格を取得しようとする際に不利が生じないように配慮する趣旨だが、市が認定する資格が無いため。

○高等教育における障害学生支援の推進

【国・県計画での取り扱い】

国計画	『9-3:高等教育における障害学生支援の推進』
県計画	『4-2-3:高等教育における障がい学生支援の推進』

【取り扱わない理由】

障がい児者が高等教育を受けようとする場合の配慮する趣旨だが、本市では高等教育機関(※)を管轄していないため。初等・中等教育機関での配慮は別項目で言及しているため。

(※)高等教育機関とは、大学・高等専門学校・専門学校を指す。

○国際社会での協力・連携の推進

【国・県計画での取り扱い】

国計画	『11-1:国際社会に向けた情報発信の推進等』、『11-2:国際的枠組みとの連携の推進』 『11-3:政府開発援助を通じた国際協力の推進等』、『11-4:障害者の国際協力等の推進』
県計画	なし

【取り扱わない理由】

国際社会での事業は市が行う業務ではないため。

○「ともに生きる社会かながわ憲章」の普及啓発

【国・県計画での取り扱い】

国計画	なし
県計画	『4-1-1:憲章の普及啓発』

【取り扱わない理由】

市として普及啓発事業を行うものではないため。項目としては取り上げませんが、憲章の趣旨を尊重することは計画内で言及することを検討しています。